

商工会ニュースやはば No.9

年末調整の手続きはお早めに!!

年末調整では、事業主が専従者や従業員の年間の給与総額における年税額を確定し、既に源泉徴収をした税額との差額を納付または還付する手続きをしなければなりません。

平成28年分の源泉所得税の納付期限は、①納期特例の承認を受けていない場合は、翌年1月10日まで、②納期特例の承認を受けている場合は、翌年1月20日までとなっていますので、お忘れのないよう手続きを済ませてください。

商工会では、年末調整及び源泉徴収税の納付指導を次のとおり行いますので、該当される方はお気軽に商工会までお早めにご相談ください。

- 日 時 平成29年1月5日(木)～10日(火) 午前9時～午後4時
- 場 所 矢巾町商工会館

◎当日ご持参いただくもの

- ①源泉徴収簿(支払額及び徴収税額記入のこと) ②納付書(徴収義務者番号が印字されたもの)
- ③社会保険料等の支払いに関する証明書類(健康保険料・年金・年金基金など)
- ④扶養控除等申告書 ⑤保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書 ⑥生命保険料控除証明書
- ⑦地震保険料等控除証明書(地震保険、旧長期損害保険) ⑧源泉徴収票及び給与支払報告書
- ⑨店判及び判子 ⑩徴収税額の納付領収書

すべての事業者に個人情報保護法が適用されます

改正個人情報保護法が、平成29年春頃に全面施行されます。この改正により、これまでは「保有する個人情報の数が5,000以下の事業者」には個人情報保護法が適用されませんでした。今回の改正により個人情報を取り扱う全ての事業者が個人情報保護法の対象となります。

個人情報保護委員会では、新たに対象となる中小企業や小規模事業者向けに個人情報の取扱いに関する基本的なルールを紹介する説明会を開催します。

- 日 時 平成29年2月6日(月) 午後2時～午後3時30分
- 場 所 ホテルルイズ 万葉の間(盛岡市盛岡駅前通7-15)
- 定 員 200名
- 対 象 中小企業、小規模事業者、個人事業主、その他ご興味のある方
- 参加費 無料
- 申 込 メールで申し込む場合は、メールアドレスに氏名・連絡先・会社名・職名をメール本文に明記の上送信してください。

E-mail: g.hourei@ppc.go.jp

FAX で申し込む場合は、次のホームページから申込書をダウンロードの上、03-3593-7962 まで送信してください。

http://www.ppc.go.jp/files/pdf/3_iwate_28kaisai.pdf

- 締 切 平成29年2月1日(水) ※定員になり次第締め切ります。

「年末金融相談窓口」設置！

商工会では、年末の資金需要期を迎えるにあたり、会員事業所の事業活動に必要な資金繰りに関する相談に応じています。

今年度も岩手県、矢巾町及び県商工会連合会と連携し、年末金融相談窓口を次のとおり設置します。年末資金の調達及び経営相談等は、お早めに商工会までご相談ください。

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 1 期間 | 平成28年12月1日（木）～28日（水）午前9時～午後5時（平日のみ） |
| 2 対応 | 年末の資金繰り及び経営相談等に対する窓口相談並びに巡回相談の強化 |

～金融特別相談会を開催～

商工会では、会員の皆様の経営資金の調達に役立てていくため、金融特別相談会を開催しています。1月は次の日程で開催し、当日は日本政策金融公庫の担当者が相談に応じます。

運転資金等、融資をご希望される方は是非この機会にご相談ください。

○定例相談会

- | | |
|-----|-----------------------------|
| ■日時 | 平成29年1月11日（水）
午前10時～午後3時 |
| ■場所 | 矢巾町商工会館1階経営相談室 |

○流通地区

- | | |
|-----|---------------------------|
| ■日時 | 平成29年1月20日（金）
午前10時～正午 |
| ■場所 | ラポール盛岡2階第4会議室 |

※申込等詳細については、商工会（堀切、山田）までお問い合わせください。

【公庫金利情報】普通貸付（保証人・担保等無）金利2.10%（平成28年11月16日現在）

岩手県特定（産業別）最低賃金が変わります！

岩手県特定（産業別）最低賃金が、平成28年12月11日から改定されます。改定されるのは、次の5産業の最低賃金です。

最低賃金件名	時間額
鉄鋼業、金属製品、その他の金属製品製造業	790円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	756円
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	774円
各種商品小売業	767円
自動車小売業	800円
（参考）岩手県最低賃金（平成28年10月5日発効）	716円

・最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は算入しません。

・複数の最低賃金が適用される場合は、最も高い最低賃金額が適用されます。

詳細は、商工会または岩手労働局労働基準部賃金室（TEL019-604-3008）にお問い合わせください。